

議第37号

京都市武道センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市武道センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市武道センター条例の一部を改正する条例

京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第5条中「を使用しよう」を「の施設又は構内地の使用（構内地の使用にあっては、業として写真又は動画を撮影する場合（報道の用に供することを目的とする場合を除く。）に限る。）をしよう」に改める。

第7条第1項中「使用の」を「センターの施設の使用の」に改め、「（以下「使用者」という。）」を削り、同条第4項中「使用者」を「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項本文中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 センターの構内地の使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、1時間につき、当該各号に掲げる使用料を納入しなければならない。

- (1) 写真を撮影する場合 3,220円
- (2) 動画を撮影する場合 6,550円

第10条第1項中「施設」の右に「又は構内地」を加える。

第12条中「センター」の右に「の施設又は構内地」を加える。

別表第1 主競技場の項から旧武徳殿の項までを次のように改める。

			円	円	円	円	円	円	円	円
		入場料を徴しない場合	21,000	16,000	32,000	24,000	45,000	35,000	98,000	75,000
		入場料を徴する場合	71,000	55,000	104,000	79,000	143,000	112,000	318,000	246,000

主競技場	全面使用	入場料を徴収しない場合	238,000	185,000	345,000	265,000	477,000	371,000	1,060,000	821,000
		その他	334,000	265,000	459,000	371,000	668,000	520,000	1,461,000	1,156,000
	半面使用 (1時間につき)	4,000	3,500	4,000	3,500	5,800	4,600			
補助競技場	全面使用	アマチュアスポーツ	5,800	4,600	8,600	6,900	12,000	9,200	26,400	20,700
		その他 (1時間につき)	2,900	2,300	2,900	2,300	3,500	2,900		
	部分使用 (1人につき)	300		300		300				
旧武徳殿		6,700	5,200	9,700	7,500	13,000	10,000	29,400	22,700	

別表第1備考7中「つど」を「都度」に改め、同備考7を同備考8とし、同備考6の次に次のように加える。

7 主競技場、補助競技場又は旧武徳殿をイ欄の区分に使用する場合において、競技会、これに付随する講習会その他別に定める用途以外の用途に供するとき（入場料を徴収しないで、専らアマチュアスポーツの用途に供するときに限る。）におけるこの表の適用については、同表主競技場の項中「16,000」とあるのは「4,500」と、「24,000」とあるのは「6,000」と、「35,000」とあるのは「5,250」と、「75,000」とあるのは「15,750」と、「3,500」とあるのは「800」と、「4,600」とあるのは「800」と、同表補助競技場の項中「4,600」とあるのは「2,400」と、「6,900」とあるのは「3,200」と、「9,200」とあるのは「2,800」と、「20,700」とあるのは「8,400」と、同表旧武徳殿の項中「5,200」とあるのは「2,400」と、「7,500」とあるのは「3,200」と、「10,000」とあるのは「2,800」と、「22,700」とあるのは「8,400」とする。

別表第2主競技場（全面使用）の項から旧武徳殿の項までを次のように改める。

主競技場(全面使用)	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	9,200 ^円	6,900 ^円	14,000 ^円	10,000 ^円
		入場料を徴収する場合	30,000	24,000	44,000	35,000
	その他	入場料を徴収しない場合	104,000	79,000	148,000	115,000
		入場料を徴収する場合	140,000	113,000	208,000	162,000
補助競技場(全面使用)			2,900	2,300	3,500	2,900
旧武徳殿			2,900	2,300	3,800	3,000

別表第2備考に次のように加える。

- 6 主競技場、補助競技場又は旧武徳殿をイ欄の区分に使用する場合において、競技会、これに付随する講習会その他別に定める用途以外の用途に供するとき（入場料を徴収しないで、専らアマチュアスポーツの用途に供するときに限る。）におけるこの表の適用については、同表主競技場（全面使用）の項中「6,900」とあるのは「1,500」と、「10,000」とあるのは「1,500」と、同表補助競技場（全面使用）の項中「2,300」とあるのは「800」と、 $\left[\begin{array}{c} 2,900 \\ \hline \end{array} \right]$ とあるのは $\left[\begin{array}{c} 800 \\ \hline \end{array} \right]$ と、同表旧武徳殿の項中「2,300」とあるのは「800」と、「3,000」とあるのは「800」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例

の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市武道センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。